

① くらよしプレミアム付飲食券 販売事業者募集要領



「くらよしプレミアム付飲食券」販売事業者募集のご案内

(一社)倉吉観光 MICE 協会は、令和3年度倉吉市観光施設等誘客促進支援業務の委託を受け、このたび倉吉市が発行する「くらよしプレミアム付飲食券」を販売いただける販売事業者を募集いたします。販売業務を希望される事業者におかれましては、募集要領をご確認のうえ、別紙の登録申請書兼承諾書を添付のうえ、倉吉観光 MICE 協会までお申込みください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況の悪化により、事業内容を急きょ変更する可能性がございます。予めご理解賜りますようお願い申し上げます。

このたびは次の3種を募集いたします。このうち本紙は ① の募集案内となります。

- ① 「くらよしプレミアム付飲食券」の販売事業者
- ② 「くらよしプレミアム付飲食券」の加盟飲食店(兼くらよし観光専クーポン配布店) ※飲食店向け
- ③ 「くらよし観光専用クーポン」の利用可能店舗・施設
※観光・体験施設、観光土産店、タクシー・運転代行サービス事業者向け

②③は別に公募する各募集要領をご確認ください。すべてホームページにて公開しています。

一般社団法人 倉吉観光 MICE 協会

1. 「くらしプレミアム付飲食券」発行の目的

8月末でGo To Eat キャンペーンの事業が終了予定となっていることから、飲食店で利用できる独自のプレミアム付飲食券(以下、「飲食券」といいます)の発行により、長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大で大きな影響を受け続けている市内の飲食業、及び観光施設等への誘客や消費の促進を後押しし支援に繋げる。

2. 飲食券の概要

名称	くらしプレミアム付飲食券
発行者	倉吉市
受託事業者	(一社)倉吉観光 MICE 協会
発行数	18,000 セット
額面	1セット 5,000 円(500 円×10 枚綴り:B4 サイズ1枚)
販売価格	1セット 4,000 円
プレミアム額	1,000 円/セット(プレミアム率 25%)
販売期間	令和 3 年 10 月 1 日(金)～令和 3 年 11 月 30 日(火)
使用期間	令和 3 年 10 月 1 日(金)～令和 4 年 1 月 31 日(月)
購入対象者	制限無し
購入条件	1人 2 セットまで

3. 飲食券販売業務の概要

販売会場数	倉吉市内に(最大)9カ所を設置予定
販売セット数	1会場あたり 2,000 セット(以上)
販売手数料	<ul style="list-style-type: none">➤ 飲食券1セット販売につき、販売手数料として 100 円(税込)を支払う。➤ 完売次第、販売済セット分の手数料金額を事業者より一括請求いただく。 売上金等の確認が完了次第、請求書到着日から遅くとも 2 週間以内に指定口座に口座振込する。➤ 販売期間中に完売しなかった場合、12 月 1 日以降に販売セット分の手数料を一括請求いただき、売上金等の確認が完了次第、12 月 15 日までに指定口座に口座振込する。➤ 振込手数料は倉吉市が負担する。

4. 販売事業者への応募資格

当飲食券の販売事業者に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしこれを承諾する者(法人に限る。)とします。

- ① 飲食券を販売する会場が倉吉市内に所在すること。
- ② 「くらしプレミアム付飲食券」の加盟飲食店、及び「くらし観光専用クーポン」の利用可能店舗・施設でないこと。(※「倉吉市観光施設等誘客促進支援業務」で支援対象となる店舗・施設、宿泊施設は応募できません。)
- ③ 購入者が日常的に立ち寄れる店舗・施設で、且つその敷地内又は付近に、購入者が駐車できる駐車スペースを備えていること。
- ④ 販売会場として応募する店舗・施設が鳥取県の「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」又は「新型コロナ安心対策認証店」に登録していること。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条に規定する営業(同条第 1 項第 1 号から 3 号を除く。)を行っていない者
- ⑥ 特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行っていない者
- ⑦ 役員等(法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表

者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとします。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の構成員(以下「暴力団員」という。)である者若しくは暴力団又は暴力団員が経営に関与していない者

- ⑧ 暴力団員を雇用していない者
- ⑨ 暴力団又は暴力団員を問題解決の為に利用していない者
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な交際をしていない者
- ⑪ 暴力団又は暴力団員であること若しくは⑥から⑩までに掲げる行為を行う者と知りながら、その者にあらゆる商品の製造、仕入、納入やその他業務を下請け等させていない者

5. 事業スケジュール

当飲食券の販売事業者の選定と事業の実施については、以下のスケジュールで進める。

9月7日(火)17時	販売事業者の募集締切
9月13日(月)までに	審査結果の通知 承認可否に関わらず、応募事業者へ倉吉観光 MICE 協会から電子メールで通知する。
9月30日(木)	販売事業者へ、飲食券等関係物品一式を納品
10月1日(金)	飲食券の販売開始
販売期間中	飲食券売上金の入金(随時)／完売次第、請求
11月30日(火)	飲食券の販売終了
12月1日(水)	11月30日営業終了時点で未販売の飲食券が残った場合、倉吉観光 MICE 協会が引き取り
12月5日までに	販売事業者が販売手数料の請求書を発行
12月15日(水)までに	販売事業者との精算完了、販売手数料の振込完了

6. 販売及び入金業務内容

販売事業者として応募する事業者は、次の業務を遂行することを承諾されたものとみなします。

但し、次の記載は目安ですので、実際の作業内容と頻度については、審査結果を通知後、承認された事業者と個別に確認させていただきます。

- ① 販売時、購入者に対し所定の「購入シート(仮)」へ購入日、購入セット数、氏名、電話番号を記入するよう依頼し、記入済の「購入シート(仮)」と引き換えに、現金にて販売する。
- ② 購入者が記入した「購入シート(仮)」は、100枚ごと且つ入金分ごとに束ね、倉吉観光 MICE 協会が引き取るまで厳重に保管する。
- ③ 購入者から領収した飲食券の売上金、及び未販売分の飲食券本券は現金同様の取り扱いとなることから、販売事業者の責任のもと厳重に管理する。
- ④ 売上金の振込) 販売事業者は、売上状況によって別途定める入金頻度に基づき、倉吉観光 MICE 協会が指定する銀行口座宛に銀行振込により遅滞なく入金する(振込手数料は倉吉市が負担する)。
- ⑤ 販売報告) 販売期間中、各販売会場の営業日ごとの販売セット数を日々集計し、所定の販売報告書にて販売セット数を記録する。500セット販売するごとに、倉吉観光 MICE 協会へ FAX 又は電子メールにより販売報告を行う。

7. 販売事業者としての責務

次に掲げる事項を遵守してください。

- ① 販売期間終了後、倉吉観光 MICE 協会は、購入者が購入時に記入した「購入シート(仮)」に記載のある販売セット数、「販売報告書」の販売セット数が一致することを確認します。そのとき万一、飲食券現物や売上金の盗難・紛失、現金の過不足が発生した場合、その損失に対して、倉吉市及び倉吉観光 MICE 協会は責任を負いません。
- ② 業務の目的、条件、内容等を十分に理解し、購入者の受入体制を十分に整え、且つ販売事業者としての責務を遵守し、倉吉市及び倉吉観光 MICE 協会からの要望、連絡事項に積極的に協力してください。
- ③ 事業の実施期間中、不明点等あれば倉吉観光 MICE 協会に随時連絡してください。
- ④ 事業終了後、倉吉市の要請により飲食券販売業務に関するアンケートをお願いする場合がありますので、回答にご

協力ください。

- ⑤ 3つの「密」を避け、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めて下さい。

8. 販売事業者への応募方法

応募方法は次のとおりです。

応募期限	令和3年9月7日(火)17時必着
応募条件	1事業者あたり、2会場までとする。
応募方法	①E-mail (倉吉観光 MICE 協会 shirakabe.information@gmail.com 宛) ②FAX (倉吉観光 MICE 協会 FAX 0858-24-5015 宛) ③持参・郵送 (倉吉観光 MICE 協会事務局まで)
必要書類	「くらしプレミアム付飲食券」販売事業者登録申請書兼承諾書 (ホームページよりダウンロード可)
承認可否	「5. 事業スケジュール」に記載のとおり、各応募事業者に個別に通知する。

9. 選定方法及び選定基準

応募者多数の場合、エリアのバランス、及び購入者の利便性の観点から営業時間、定休日等を考慮のうえ、倉吉市と協議し決定します。

但し、同一エリアで応募者多数である場合、もしくは応募事業者が会場設置予定数に満たない場合においても、立地やその他条件により販売会場として相応しいと判断されない場合があります。

また、応募状況によっては、「4.販売事業者への応募資格」に記載する②③の条件に合致しない事業者へ、販売事業者として対応いただくよう個別に依頼させていただく場合もあります。

10. 販売事業者の承認取消し

本募集要領に違反する行為、不正が認められたり、お申し込みの内容に虚偽・不備等があったりした場合には、販売会場の承認を取り消すことがあります。またこれにより損害が生じた場合は当該事業者に対して損害請求をする場合があります。

11. その他

- ① 本募集要領に記載されていない事項については、協議の上、決定します。
- ② お申込時にご記入頂いた登録申請者の情報については、本事業においてのみ使用し、それ以外の用途において使用することはありません。なお、登録申請者の販売会場情報の一部(店舗名称、所在地、電話番号等)について、倉吉観光 MICE 協会ホームページや飲食券販売に関する広報に使用いたします。
- ③ 登録申請者が独自で本事業に関する広報を行う際、飲食券デザインの使用を希望される場合、事前に倉吉観光 MICE 協会及び倉吉市の承認が必要となります。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

【事業主体】 倉吉市

【お問合せ(受託事業者)】 一般社団法人 倉吉観光 MICE 協会事務局

〒682-0821 倉吉市魚町 2568-1(赤瓦十号館内) 営業時間 8:30~17:00

TEL 0858-24-5371 FAX 0858-24-5015 E-mail shirakabe.information@gmail.com